

(4) 建設廃棄物の再資源化施設等に係る特例措置の拡充及び延長

(所得税、法人税、固定資産税)

○ 内 容

建設副産物の再利用及び減量化を促進することによって、環境への負荷の軽減、資源の有効利用を図るため、建設廃棄物の再資源化施設に係る特例措置を拡充及び延長する。

(1) 延 長 (適用期限を 2 年間延長し、平成16年3月31日までとする。)

14/100の特別償却 (所得税、法人税)

< 対象 > 廃木材破碎・再生処理装置 (1)

建設混合廃棄物選別設備 (2) のうち、特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設の前処理として使用されるもの
課税標準の一部を 3 年間減額 (固定資産税)

< 2/3の額に減額となる対象 >

廃木材破碎・再生処理装置 (1)

< 3/4の額に減額となる対象 >

建設混合廃棄物選別設備 (2)、建設汚泥脱水装置 (3)

(1) 廃木材を破碎し、再生資材を製造するもの。

(2) 建設混合廃棄物 (建設工事に伴って生じたコンクリート破片、木くず、廃プラスチック、金属くず、ガラスくず、陶磁器くずその他の廃棄物が混合したものをいう。) を種類別に選別するもの。

(3) 建設工事に伴って生じた汚泥を脱水することにより再生土砂を製造するもの。

(2) 拡 充

特別償却の対象に廃木材乾燥熱圧施設 (4) を追加 (所得税、法人税)

課税標準の特例対象に廃木材乾燥熱圧施設 (4) を追加 (固定資産税)

(4) 乾燥させた廃木材チップに接着剤等を添加し、成型、熱圧、冷却することにより再生木質ボードを製造するもの。

(参考) 建設廃棄物の再資源化施設の例

木質ボード化工程

